

横浜市個人情報保護審議会答申
(答申第13号)

平成28年11月30日

横 個 審 第 1 3 号

平 成 2 8 年 1 1 月 3 0 日

横浜市水道事業管理者

山 隈 隆 弘 様

横浜市個人情報保護審議会

会 長 花 村 聡

横浜市個人情報の保護に関する条例第52条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成28年9月27日水事洋第377号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「実施機関である横浜市水道事業管理者及び横浜市各区福祉保健センターが定期的に行っている基本料金減免適用者一覧表（精神障害）記載の保有個人情報の保有、収集、利用及び提供の停止並びに当該個人情報の破棄又は消去を求める」との個人情報の取扱いの是正の申出に係る諮問

答 申

1 審議会の結論

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第52条第1項に基づく是正の申出に係る諮問について、是正の措置を講ずる必要はないという実施機関の判断は、妥当である。

2 是正の申出の趣旨及び理由

(1) 是正の申出の趣旨

本件是正の申出の趣旨は、「基本料金減免適用者一覧表（精神障害）」記載の個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、実施機関である横浜市水道事業管理者及び横浜市長（各区福祉保健センター）が定期的に行っている本件個人情報の保有、収集、利用及び提供は、条例第7条（保有の制限等）、第8条（収集の制限）及び第10条（利用及び提供の制限）の規定に違反することから、本件個人情報の保有、収集、利用及び提供の停止並びに本件個人情報の破棄又は消去を求めるというものである。

(2) 是正の申出の理由

本件是正の申出書には、是正の申出の理由として以下の記載がある。

本件個人情報の基の情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条第7項の規定により、精神科病院の管理者が届け出た情報（医療保護入院の措置を講じた日時、同措置を解除した日時等）で、金沢区福祉保健センターが保健所として保有するものである。また、横浜市各区福祉保健センターにおける本件個人情報の利用目的は、法第1条に規定されている「精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ること」である。

医療保護入院では、入院中に医療保護入院と任意入院の切り替えがある場合がある。そのため、医療保護入院の措置日（又は解除日）が、必ずしも入院日（又は退院日）となるわけではない。したがって、水道事業管理者が金沢区福祉保健センターから収集した情報は、正確な入院期間の情報ではない

ため、不正確な個人情報の収集（又は提供）を行い、その不正確な情報を基に減免の資格審査を行っている。

また、水道事業管理者は本件個人情報の利用目的を「申請に基づいて減免の処理を行う」ためとしているが、申出人は平成12年に申請をして以来、改めての申請は行っていないにもかかわらず本件個人情報を利用された。

3 申出内容に係る実施機関の説明要旨

実施機関の諮問書及び事情聴取における説明は、次のとおりである。

(1) 事実経過について

ア 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の基本料金相当額の減免（以下「本件減免制度」という。）は、横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）や横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）等の規定に基づいており、精神障害者世帯やひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るために設けられた横浜市独自の制度である。

イ 本件減免制度は、一度使用者から申請があると、減免事由が喪失しない限り減免の適用が継続する。減免対象者が減免事由に該当しなくなった場合（3か月以上施設等に入所・入院している場合など）、減免対象から除外する必要があるため、水道料金等の徴収事務を所管している水道局サービス推進課では、年1回、減免資格確認のため基本料金減免適用者一覧表を健康福祉局等に送付し、減免資格の有無について照会している。

ウ 平成27年11月、水道局サービス推進課が健康福祉局に対し、申出人世帯の減免対象者について減免資格の有無を照会したところ、当該減免対象者が特定年月日から入院中であるため減免対象外であるという回答があった。

エ この回答を受けて、平成28年4月、水道局洋光台水道事務所は、申出人に対し、「水道料金及び下水道使用料の基本料金相当額の減免適用除外のお知らせ」を送付した。

(2) 是正の措置の要否に関する実施機関の考え方

ア 条例第7条（保有の制限等）違反について

条例第7条は、「実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令

又は条例、規則その他の規程の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない」と規定しており、実施機関（水道事業管理者）における本件個人情報の保有は、減免資格確認のために必要なものであり、かつ、横浜市水道条例等の各規定に基づき行っているものであることから、同条に違反しない。

イ 条例第8条（収集の制限）違反について

本件減免制度において、減免適用者が減免資格を失った場合、使用者本人からその旨の情報提供を受けることは非常に少ない。したがって、水道事業管理者は、減免資格の有無について把握するため、条例第8条第1項第7号の規定により、第10条第1項第5号に基づき「実施機関が公益上特に必要があると認めるとき」として、他の実施機関（市長）から本件個人情報の提供を受けていることから、第8条に違反しない。

ウ 条例第10条（利用及び提供の制限）違反について

本件減免制度は、一度申請すれば、減免事由が喪失しない限り減免の適用が継続することになる。本件減免制度を適正に実施していくためには、1年に1回の定期資格審査が必要となることから、本件個人情報の利用は、本件減免制度の目的内での利用であることから、条例第10条に違反しない。

エ したがって、本件個人情報について条例第7条、第8条及び第10条のいずれの規定にも違反して取り扱っているとは認められないため、是正の措置を講ずる必要はないと判断した。

4 審議会の判断

(1) 本件減免制度について

ア 本件減免制度は、精神障害者世帯やひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るために設けられた横浜市の福祉施策の一つである。減免対象世帯の減免額分は、他の水道料金で補てんすることなく、一般会計（健康福祉局等）から水道事業会計に繰り入れられている。

イ また、本件減免制度は、一度申請があり減免が適用されると、減免事由が喪失しない限り減免の適用が継続する。減免事由が喪失した場合でも、減免事由が喪失したことについて減免申請者が届け出る手続は特段定められてい

ない。そのため、年に1回、水道局が健康福祉局等に対し、減免適用者一覧表を送付し、減免資格の有無を照会している。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、平成27年11月に水道局から水道料金等の減免資格の照会を受けた健康福祉局が、減免適用者一覧表に記載し水道局に回答した申出人の個人情報である。本件個人情報は、法第33条第7項の規定に基づいて精神科病院の管理者が医療保護入院に係る患者の氏名、入院年月日等を保健所長宛てに届け出た情報を、金沢区福祉保健センターが保健所支所として保有していたものである。

(3) 条例第7条、第8条及び第10条違反について

ア 条例第7条の違反について

条例第7条第1項では、「実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例、規則その他の規程の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限りに、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない」と規定している。申出人は、本件個人情報の保有はこの規定に違反すると主張する。

しかし、実施機関は、横浜市水道条例等に基づく本件減免制度を運用するに当たり、減免対象者の減免資格を確認するための資料として本件個人情報を保有しているのであるから、「条例、規則その他の規程の定める所掌事務を遂行するため」の必要に基づいて本件個人情報を保有していることが認められる。

したがって、本件個人情報の保有は条例第7条に違反しないとの実施機関の主張は、是認できる。

イ 条例第8条の違反について

(ア) 条例第8条第1項本文では、「実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない」と規定している。また、条例第8条第1項第7号では、「第10条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき」は、例外として本人以外からの収集が認められることを規定している。申出人は、本件個人情報の収集は条例第8条第1項に違反すると主張している。

- (イ) これに対して、実施機関は、条例第10条第1項第5号の規定に基づき横浜市長が提供した個人情報を収集したものであるから、条例第8条第1項第7号に該当し、同項には違反しないと主張する。条例第10条第1項第5号は、「公益上特に必要があると認めるとき」は実施機関以外のものに保有個人情報を提供できることを定めた規定である。
- (ウ) 本件個人情報を提供した側の横浜市長が提出した諮問書によると、水道局からの資格照会に応じて個人情報を提供することがなぜ「公益上特に必要」であるのかという説明の一つとして、種々の理由による減免対象は8万世帯にも及ぶので、その資格確認を適正かつ迅速に行うために必要であるとしている。
- (エ) 対象世帯が多数であるというだけの理由で公益上の特別の必要性を認めることは困難である。しかし、公営事業である水道及び下水道事業においては、使用者間の料金負担の公平性を確保する必要があること、また、減免した額については、横浜市の一般会計から水道事業会計に公金が繰り入れられるため、減免制度を適正に運用して公金支出の適正を確保する必要があることなどを考慮すると、減免資格の有無をできる限り正しく把握することには公益上の必要性があると考えられる。そして、減免資格の有無を把握するために他の実施機関が保有する個人情報を利用することは、他の方法では容易に代替できない合理性があると認められる。これらのことから、当審議会は、水道局からの減免資格の照会に応じて健康福祉局が個人情報を提供することについては、「公益上特に必要がある」と認めることができると判断する。
- (オ) したがって、実施機関である水道事業管理者は、条例第10条第1項第5号の規定に基づいて横浜市長（健康福祉局）が提供した個人情報を収集したものであるから条例第8条第1項第7号に該当し、同条には違反しないとの実施機関の主張は、是認できる。
- (カ) 申出人は、入院中に医療保護入院と任意入院が切り替わる場合があるため、金沢区福祉保健センターが保有しているのは必ずしも正確な入院期間ではないから、水道事業管理者は不正確な情報を収集しているとし、条例第8条に違反していると主張していると解されるが、同条は個人情

報の収集は本人からの収集を原則とすることを定めた規定であることから、同条に違反するかどうかの判断には影響しない。

ウ 条例第10条の違反について

(ア) 条例第10条第1項本文では、「実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない」と規定している。

(イ) 申出人は、本件個人情報の利用目的は法第1条で規定する「精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ること」であると主張している。また、申出人は、実施機関が開示決定通知書において本件個人情報の利用目的を「申請に基づいて減免の処理を行う」ためとしているが、平成12年以来改めての申請を行っていないと主張している。これらの理由から、申出人は、本件個人情報を水道料金等の減免資格の判定に利用したことは目的外の利用であり、条例第10条に違反すると主張していると解される。

(ウ) しかし、実施機関における本件個人情報の利用目的は、横浜市水道条例等に基づく本件減免制度を運用することである。また、本件減免制度は、一度申請があり減免が適用されると減免事由が喪失しない限り減免の適用が継続することから、「申請に基づいて減免の処理を行う」ために本件個人情報を利用するという実施機関の説明は矛盾しない。

(エ) したがって、実施機関における本件個人情報の利用は利用目的内の利用と認められることから、条例第10条に違反しないとの実施機関の主張は、是認できる。

(4) 結論

以上により、本件是正の申出に対し是正の措置を講ずる必要はないという実施機関の判断は、妥当である。

5 その他

実施機関が個人情報を収集するに当たっては、本人から収集することが原則である。実施機関は、減免申請書に個人情報の収集に係る同意欄を設けること

や、申請受付時に減免資格確認のために福祉関係部署に照会をすることについて本人に明示することなどにより、個人情報の取扱いに誤解を与えることがない方法を検討されたい。

(審議会)

委員 花村聡、委員 芦澤美智子、委員 加島保路、委員 小嶋正敏、
委員 清野幾久子、委員 土井洋、委員 中村俊規、委員 新田弘子、
委員 糠塚康江

【参 考】

審 議 会 の 経 過

開 催 日	審 議 の 経 過
平成 28 年 7 月 11 日	申出人から個人情報取扱いの是正申出書を受付
平成 28 年 9 月 27 日	実施機関から諮問書を受理
平成 28 年 9 月 28 日	審議
平成 28 年 10 月 26 日	審議
平成 28 年 11 月 16 日	審議